

生活支援訪問事業重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 事業者概要

事業者名称	社会福祉法人 観音寺市社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	観音寺市坂本町一丁目1番6号
代表者（職名・氏名）	会長 白川 晴 司
設立年月日	平成17年10月11日
電話番号	0875-25-7773（代）
ファクシミリ番号	0875-25-7736
ホームページアドレス	kansyaky@diary.ocn.ne.jp

2 事業所の概要

事業所の名称	社会福祉法人観音寺市社会福祉協議会	
サービスの種類	生活支援訪問（緩和した基準によるサービス）	
事業所の所在地	観音寺市坂本町一丁目1番6号	
電話番号	0875-57-6016	
ファクシミリ番号	0875-25-7790	
指定年月日・事業所番号	平成28年4月1日	3770500472
管理者の氏名	事務局長 高橋 守	
通常の事業の実施地域	観音寺市内	

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	利用者が可能な限り、居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、訪問型サービスのうち緩和した基準によるサービスを提供します。
運営の方針	利用者の心身の状況や家庭環境等をふまえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、観音寺市、関係する事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため適切なサービスの提供に努めます。

4 提供するサービスの内容

調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理などの生活援助を行います。1回あたりのサービス提供時間はおおむね60分以内です。

5 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで
提供時間	午前8時30分から午後5時15分まで

上記の営業日、営業時間、サービス提供時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能です。

6 事業所の職員体制

令和2年4月1日現在

従業者の職種	勤務の形態・人数
管理者	1人
訪問事業責任者	1人
訪問介護員	介護福祉士 19名
	看護師・准看護師 2名
	1級課程修了者 2名
	2級課程修了者 30名
	初任者研修課程修了者 7名

7 利用料

(1) 介護保険の適用を受けるサービス

あなたがサービスを利用した場合の「利用料」は以下のとおりです。あなたからお支払いいただく、「利用者負担金」は原則として基本部分と加算部分を合算した金額の1割又は2割又は3割の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただきます。

【基本部分】

利用頻度	回数単価	月額単価
訪問Ⅰ 週1回程度	2,630円（1～4回）	11,570円（5回以上）
訪問Ⅱ 週2回程度	2,670円（5～8回）	23,140円（9回以上）

※基本利用料は、観音寺市が定める額であり、これが改定された場合は、書面でお知らせします。

※月単位の定額制ですが、一か月に満たない場合に日割計算となる場合があります。

【加算部分】

加算の種類	加算の要件	加算額
介護職員処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本部分の13.7%
初回加算	サービス担当者が新規に生活支援訪問事業のために訪問または同行する場合	2,000円

※加算部分は、介護保険給付の支給限度額算定の対象外です。

(2) 介護保険の適用を受けないサービス

本事業所では、次のような介護保険外のサービスを行っています。利用料は全額自己負担です。

サービス名	サービス内容	利用料
訪問支援事業	介護保険対象外、時間を越えたサービス	2,250円

(3) その他の費用

・自動車使用の場合

通常の事業の実施地域を超える場合の交通費はその実費

通常の事業実施地域を超えた地点から、片道おおむね5キロメートル未満200円

通常の事業実施地域を超えた地点から、片道おおむね5キロメートル以上は1キロメートル増すごとに20円を加算

(4) キャンセル

利用者がサービスの利用を中止する際には、速やかに下記の連絡先にご連絡ください。

当日のサービス開始時間までに連絡がない場合は、キャンセル料として600円を申し受けます。(ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合、キャンセル料は不要です。)

(連絡先) 訪問介護事業所 電話 57-6016

(5) 支払方法

利用料は1か月ごとにサービス利用の翌月20日までにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法でお支払いください。

なお、現金払い以外の領収証については、利用料の支払いを受けた後、20日以内に発行します。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	毎月20日までに前月分の請求をします。指定の金融機関の口座から月末に引き落とします。
現金払い	サービス提供時に、毎回又は月1回定められた日にお支払いください。

8 緊急時における対応方法

サービスの提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	

	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄)	
	電話番号	

9 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター、指定介護予防支援事業者及び観音寺市へ連絡するとともに、必要な措置を講じます。

10 損害賠償保険への加入

本事業所は、以下の損害賠償保険に加入しています。

- ・加入保険会社名 全国社会福祉協議会『社協の保険』
- ・保険の内容 訪問時の事故（ただし利用者の過失によるものは認められません）

11 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、本事業所の次の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	苦情受付担当者 観音寺市社会福祉協議会総務課長 鈴木正美 電話 0875-25-7773 FAX 番号 0875-25-7736
---------	---

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、次の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	観音寺市健康福祉部高齢介護課 電話番号 0875-23-3968 FAX 番号 0875-23-3929 対応時間 午前8時30分から午後5時15分まで 月曜日から金曜日まで（休日、年末年始を除く）
	香川県国民健康保険団体連合会 電話番号 087-822-7431 FAX 番号 087-822-7455 対応時間 午前9時から午後5時まで 月曜日から金曜日まで（休日、年末年始を除く）

12 サービス利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、次のとおりです。

(1) サービス提供の際、本事業所の従業者は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了承ください。

- ① 医療行為及び医療補助行為
- ② 身体介護
- ③ 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など金銭に関する取扱い
- ④ 他の家族の方に対する援助（食事の準備など）

- (2) 本事業所の従業者等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに本事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、重要事項を説明しました。

住 所 観音寺市坂本町一丁目1番6号

法人名 社会福祉法人 観音寺市社会福祉協議会

説明者職・氏名 印

私は、事業者から重要事項について説明を受け、同意しました。

住 所 _____

氏 名 _____ 印

署名代行者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

本人との続柄 _____

立 会 人 住 所 _____

氏 名 _____ 印